

第3章 交通安全

第1節 交通安全に関する安全教育

1 交通安全に関する安全教育の目標

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車等の利用ができるようにする。

2 交通安全に関する安全教育の内容

区 分	ね ら い	内 容
安全な道路利用の基本と交通への参加	道路交通環境および交通ルールに基づく道路利用の決まり事について理解し、安全な歩行ができようになる	道路の構造・施設・通行区分
		交通法規
		通学路の安全
交差点での歩行や道路の横断		
自転車の安全な利用・点検や整備について理解を深め、交通ルール・約束等を守って安全な乗車ができるようになる	自転車の安全な利用・点検や整備について理解を深め、交通ルール・約束等を守って安全な乗車ができるようになる	気象や交通環境の変化と安全
		踏切など鉄道に対する安全
		道路の構造・施設・通行区分
		交通法規
		交差点の通行や道路の横断
		気象や交通環境の変化と安全
		自転車の安全な利用とヘルメットの着用 自転車の点検・整備
自転車の点検・整備		
公共交通機関を安全にかつ適切に利用できるようになる	公共交通機関を安全にかつ適切に利用できるようになる	適切な駐輪の仕方
		電車・バスの利用
道路交通環境への適応	様々な道路環境や時々刻々と変化する交通環境において、適切な危険予測と危険回避ができるようになる（自転車乗車時を含む）	交差点での通行や道路の横断
		道路の死角と安全確認
		車両の動きと安全確認
		危険箇所と交通事故
		心理と行動（集団での行動を含む）
		雨天や夜間の危険
		原付・二輪車・自動車の特性・種類・構造・機能
地域の安全への貢献と責任	交通社会の一員として、地域の安全に貢献するとともに、責任ある行動がとれるようになる	幼児・高齢者・障害のある人々の保護と共生
		危機管理
		救急施設と救急体制
		安全な交通社会づくりにおける役割
		交通安全に関する機関や団体の活動
		運転免許制度

3 交通安全指導（参考資料）

(1) 【自転車安全利用】

自転車の安全利用を推進しよう!

◎携帯電話等の使用禁止



携帯電話等を使用しながらの自転車の運転禁止
(5万円以下の罰金)

携帯電話等での通話・メールの送受信、画像を見ながら自転車を運転しない。

◎イヤホン、ヘッドホン等を使用して音楽等を聴きながらの車両等の運転禁止



安全な運転に必要な音声が聞こえない状態で、カーラジオ等を聴き、又はイヤホン、ヘッドホン等を使用して音楽等を聴きながらの車両等の運転禁止
(5万円以下の罰金)



普通自転車の歩道通行 (道路交通法第63条の4第1項、 道路交通法施行令第26条)

普通自転車は、次の場合には、歩道を通行することができます。

◎ この標識があるとき





普通自転車歩道通行可の標識

◎ 自転車を運転する人が次のいずれかの場合

子ども（13歳未満）

70歳以上の高齢者

身体の不自由な人

◎ 通行の安全のため、やむを得ない場合

※ 道路工事や駐車車両などのため車道の左側部分を通行することが難しい場合

※ 交通量が多く、車道の幅が狭いなどのために、追い越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合

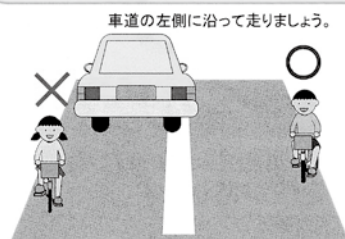
※このような場合でも、歩道は歩行者が優先です。

自転車安全利用 五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外



2 車道は左側を通行



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

4 安全ルールを守る

5 子どもはヘルメットを着用

(2) 【自転車の交通安全の主なルール】(道路交通法より)

① 自転車は、車道が原則

- 道路交通法では、自転車は軽車両と位置付けられている。

したがって、歩道と車道の区別のある道路では、原則として車道を通行しなければならない。【罰則：3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金】

※自転車道があるところでは、道路工事などやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

※自転車が歩道を通行できるのは、

「『自転車の歩道通行可』の標識がある場合」

「運転者が13歳未満の子ども・70歳以上の高齢者・身体の不自由な方の場合」

「車道または交通の状況から見てもやむを得ない場合」 の3ケース。



② 車道は左側を通行

- 自転車は、道路の左側に寄って通行しなければならない。

【罰則：3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金】

※自転車は、歩行者の通行に大きな妨げとなるところや白の二本線の表示（歩行者用路側帯）のあるところを除き、路側帯を通ることができる。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- 自転車が歩道を通行する場合は、車道よりの部分を徐行しなければならない。

歩者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で通行することができる。

自転車の進行が歩行者の妨げとなる場合は、一時停止しなければならない。

【罰則：2万円以下の罰金または科料】

④ 安全ルールを守る

- 二人乗りの禁止【罰則：2万円以下の罰金または科料】

- 並進の禁止【罰則：2万円以下の罰金または科料】

※『並進可』（2台まで）の標識がある場合を除き、自転車で並んで走ることはいけません。

- 夜間はライトを点灯【罰則：5万円以下の罰金】

※夜間に運転する際は、前照灯及び尾灯（または反射器材）をつけなければならない。

- 信号の遵守、一時停止と安全確認【罰則：3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金】

- 飲酒運転は禁止【罰則：5年以下の懲役または100万円以下の罰金】

- 携帯電話等を使用しながらの自転車の運転禁止

【罰則：5万円以下の罰金】（石川県道路交通法施行細則より）

- イヤホン、ヘッドホン等を使用して音楽等を聴きながらの車両等の運転禁止

【罰則：5万円以下の罰金】（石川県道路交通法施行細則より）

⑤ **安全運転の義務**

- 道路及び交通等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。【罰則：3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金】

ルールとマナー、違いを知って安全運転！ ルール違反は、絶対厳禁！

自転車の安全指導については、交通ルールの遵守だけではなく、障害のある人、高齢者、幼児等の歩行者にも配慮するよう、マナーや心遣い等も含めた指導を積極的に進めること。

また、保護者や地域の人たちにも連携・協力を求め、安全で安心な交通社会を築くための体制作りに取り組む必要がある。

(3) 【自転車加害者となった事例】 ～ 賠償責任を問われた事例 ～

人身事故の場合、真っ先にしなければならないのは、負傷者の救護と119番、110番への連絡です。

<ケース1> 歩道上での自転車と歩行者の接触

歩道を走ってきた自転車が歩行者とすれ違う際に、ハンドルが歩行者のショルダーバッグの肩ひもにひっかかって歩行者が転倒・負傷（賠償金額 1,743万円）

<ケース2> 信号待ちしていた歩行者と衝突

信号待ちの歩行者の前を自転車がすり抜けようとした際、歩き出した歩行者と衝突し、歩行者が転倒・負傷（賠償金額 1,780万円）

<ケース3> 無灯火・傘さし運転で歩行者と衝突

傘をさして自転車に乗っていた少年が、駐車車両を避けて走行。車両の前にいた歩行者と接触、歩行者が転倒（賠償金額 229万円）

参考：自転車保険（TSマーク付帯保険）

TSマーク付帯保険とは、自転車安全整備士による点検、整備を受けた安全な普通自転車であることを示すTSマークに付帯した保険。TSマークは、自転車を購入したときや、点検・整備を受けたとき、点検・整備料を払って貼付してもらうことができる。

保険の対象は、点検年月日と自転車安全整備士番号が記載された保険有効期間中のTSマーク貼付自転車に搭乗中の人が対象となり、保険の有効期間は、TSマークに記載されている点検日から1年間。



＝ TSマーク付帯保険の補償内容 ＝

TSマーク付帯保険は、自転車搭乗者が交通事故により傷害を負った場合に適用される「傷害補償」と、自転車搭乗者が第三者に傷害を負わせてしまった場合に適用される「賠償責任補償」とがある。

○傷害補償

種別	死亡若しくは重度後遺障害	入院（15日以上）
青色TSマーク	30万円	1万円
赤色TSマーク	100万円	10万円

○賠償責任補償

種別	青色TSマーク	赤色TSマーク
死亡若しくは 重度後遺障害 (1～7級)	1,000万円	2,000万円

(4) 【夜光反射材の効果】

夜光反射材の効果

夜間に車のヘッドライト(下向き)で照らした場合、ドライバーから確認できる距離は、一般的に、黒っぽい色の服装で約26m、明るい色の服装で約38mと言われており、時速60キロで走行する車は止まることができず、大変危険です。
それに対し、反射タスキなどの夜光反射材を付けた場合は、約120m先から確認することができます。

反射タスキを着用すると夜間はこのように見えます!

反射タスキの着用状況(昼間)

ライトを当てた時の反射状況(夜間)

車内から見た反射状況(夜間)

反射タスキはどこで買えるの?

反射タスキは、お近くの警察署内の交通安全協会のほか、ホームセンターや100円ショップなどでも購入することができます。

●夜間は、歩行者の交通死亡事故が多く発生しています!!

手段	死亡者数
車	152人
バイク(原付含む)	28人
自転車	33人
歩行者	219人

※データは、過去10年間(H12～H21)の累計です。

(5) 【 自転車運転者講習制度 】

自転車運転者講習制度

1 信号無視

2 通行禁止道路の通行(歩行者用道路等)

3 歩行者用道路での徐行違反

4 通行区分違反(右側通行等)

5 自転車が通行できる路側帯通行時の歩行者の通行妨害

6 遮断機が下りた踏切への進入等

7 信号のない交差点での左方車・優先車妨害等

8 交差点を右折する時の直進車・左折車の進行妨害

9 環状交差点での安全進行義務違反等

10 指定場所一時不停止

11 歩道通行時の通行方法違反

12 ブレーキのない自転車の運転

13 酒酔い運転

14 安全運転義務違反

15 妨害運転(あおり運転)

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反となるような行為(幅寄せ、ベルをしつこく鳴らす等)をして、交通の危険のおそれ又は著しい交通の危険を生じさせる行為をすること。

危険行為講習の対象となる15項目

悪質な自転車運転者に対する、自転車運転者講習制度の講習対象となる危険行為に、妨害運転(あおり運転)が規定され、15項目になりました。
(令和2年6月30日施行 道路交通法施行令の一部改正)

自転車運転者講習制度のながれ

※受講命令違反5万円以下の罰金

危険行為を反復
(3年以内2回以上摘発)

受講命令

講習の受講

- 自転車のルール違反は、周囲の車や歩行者に迷惑がかかるだけでなく、自転車利用者自身の生命にもかかわる危険な行為です。
- 交通ルールを守り、安全運転に努めましょう。



石川県警察本部交通企画課

第2節 交通安全に関する安全管理

1 校外学習中の交通事故に対する日頃からの備え

校外学習中の事故を防止するため、各学校において校外学習における安全確保の手引きを作成するとともに、不測の事態が生じた場合を想定し、迅速かつ正確に全校体制で緊急対応がとれる組織づくりと指示系統の確立を行っておくことが重要である。

	チェック項目	担当者(例)
1	地域の交通安全（危険箇所）マップが作成されている	安全担当
2	事故発生時の教職員の連絡網が整備されている	教頭
3	事故発生時の教職員の役割分担が明確化されている	教頭
4	警察等の関係機関、保護者、地域住民等と連携して、交通安全にかかわる情報を把握している	校長・教頭 安全担当
5	学校安全計画に基づき、交通安全教育を行っている	全職員
6	学校の実態に見合った学校安全計画を作成している	校長・教頭 安全担当
7	事故報告書の書式を作成している	教頭

2 校外学習中における交通事故発生時の対応

「総合的な学習の時間」や「生活科」の学習で、子どもたちの思いや願いを大切にしたい知的体験や自己課題を追究する活動をとおして、自立の基礎を培うことは重要である。

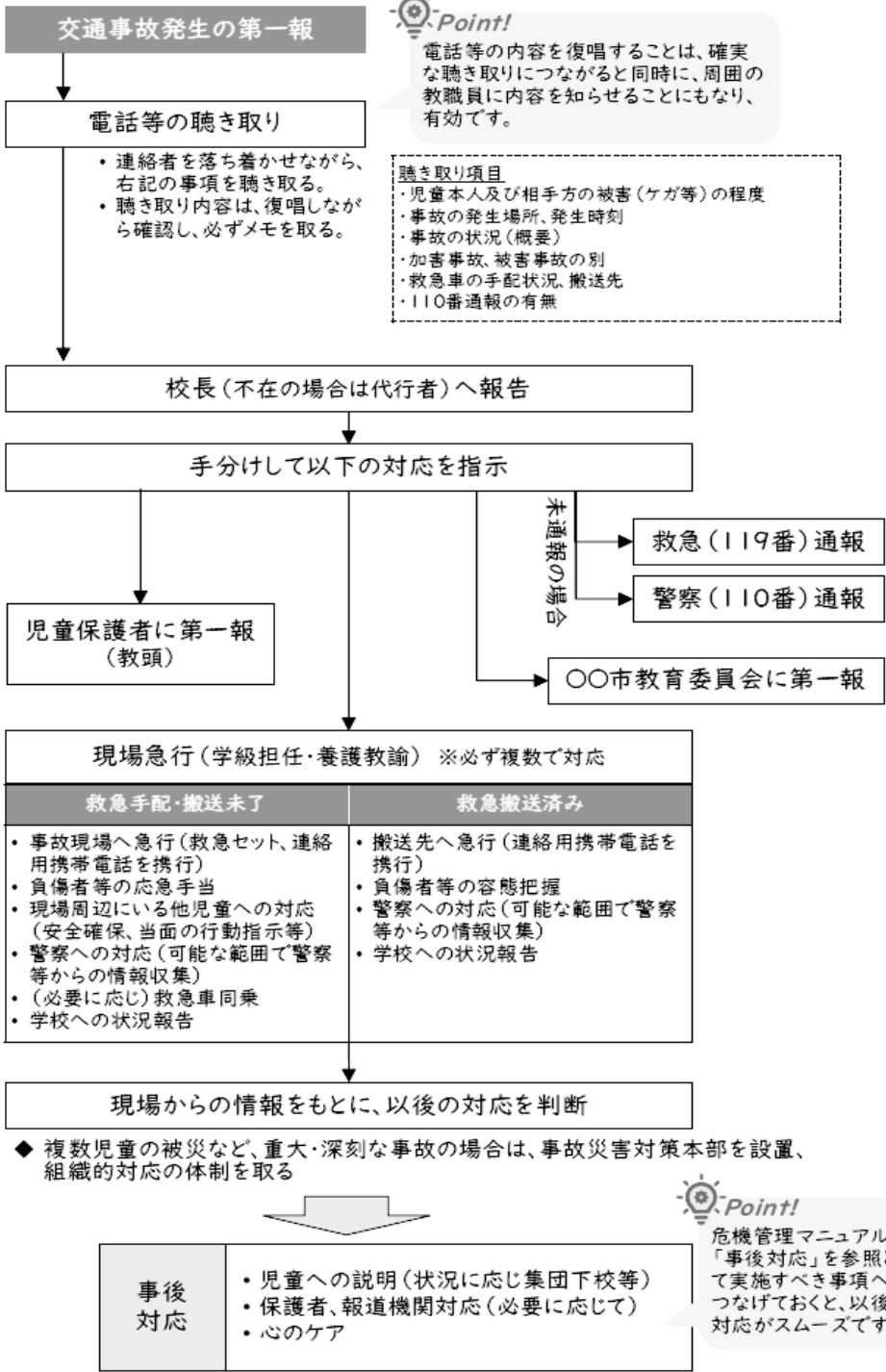
また、「地域」は、自分の地域の人々、自分と社会および自然とのかかわりを具体的に体験できる教材であるため、「地域」に関する学習が頻繁に行われている。それだけに、校外学習中の交通事故という学校の管理下における不測の事故に直面する危険性は高い。

(1) 交通事故発生直後の対応

校外学習における事故では、学校側の事前の安全指導および事故発生直後の適切な対応が問われる。

	求められる対応	担当者(例)
1	状況や加害者の把握、被害にあった子どもの保護や応急手当を行っているか	引率教員
2	119番・110番通報、学校への連絡、応援職員の派遣要請をしているか	引率教員
3	校外学習へ出ている他の子どもたちの掌握と安全な帰校のための引率をしているか	引率教員
4	同じ活動中の子どもの動揺の沈静および安全な帰校（帰宅）を行っているか	校長 引率教員
5	被害にあった子どもの保護者への連絡・説明をしているか	校長・教頭
6	教育委員会への第一報・支援要請をしているか	教頭
7	救急車搬送の場合の教職員の付き添いをしている	引率教員

◆ 交通事故発生時の対応フロー



(出典：学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン—サンプル編 文部科学省)

なお、子どもの被害の状況が悪い場合には、保護者からの訴えがあったり、学校に対する信頼が失われたりする恐れがある。起こった事故にどう対処したかによって学校が非難されたり、大きな問題に発展したりする可能性があることを十分に認識し、対応にあたっては、保護者に誠意が伝わるよう、次の事項に留意することが必要である。

- ①負傷した子どもの保護者の立場に立って対応する。
- ②保護者の悲しみ・怒り等の気持ちを十分理解し、連絡・説明する。
- ③電話での保護者への連絡等は客観的な事実のみを伝える。
- ④詳細な説明は、事故の発生状況等の詳しい事実の把握ができた後に行う。
- ⑤保護者への説明と謝罪はなるべく迅速に行う。(遅い説明は評価されない。)
- ⑥保護者の疑問や意見には、真摯に耳を傾け、途中で話をささげることなく、「聞く姿勢」に徹する。
- ⑦保護者の納得がいくまで、誠心誠意、説明するよう心がける。

(2) 交通事故発生後の不安や混乱への対応

校外学習中に子どもが交通事故に遭い、重大な被害が出た場合、不安を抱く保護者やマスコミ関係者が事故の状況についての情報を得ようと混乱する可能性が高い。そうした状況の中で根拠のない情報が流れ、保護者や地域の人々が不信感を抱くこともある。

そうした事態を招かないためには、以下の対応が求められる。

	求められる対応	担当者(例)
1	事故の発生状況や経過を把握・整理し、記録しているか	教頭・教員
2	緊急職員会議等を開催し、情報の共有を図っているか	校長
3	深刻な事故の場合、保護者への説明と協力要請をしているか	教頭
4	事故が発生した授業担当者への支援をしているか	教頭
5	報道機関等への対応窓口を一本化しているか	教頭
6	病院等に付き添った教職員の継続的な連絡をしているか	教頭

なお、マスコミ対応の際には、以下の点に配慮する。

- ①学校に取材要請があった場合は、教育委員会へ必ず連絡し、連携を図った対応をする。
- ②情報提供の窓口を一本化し、マスコミへの対応は管理職が行う。
その際には、子どもや関係者のプライバシー保護の視点を大切に、誠意ある対応をする。
- ③電話取材に対しては、会社名・記者名・連絡先の確認と説明内容および質問に対する回答を記録する。また事実を簡潔・明瞭に告げ、決して憶測による情報を提供しない。
- ④個別の対応が困難になった場合には、共同記者会見を実施することも考えられる。
その際には、会見場所・予定時刻を関係の記者に伝えるとともに、管理職は確実な情報からコメント等を用意し、正確な情報を伝えるようにする。

(3) 緊急事態収束後の対応

緊急事態収束後の対応については、以下のとおりである。

	求められる対応	担当者(例)
1	被害にあった子ども並びに他の子ども、教職員の継続的な現況の把握をしているか	教頭
2	教育委員会への報告、支援要請をしているか	教頭
3	深刻な事故の場合に、心のケアを行っているか	養護教諭
4	加害者と保護者、学校が話し合いを行っているか	校長
5	事故報告書等を作成し教育委員会に提出したか	校長
6	災害共済給付の申請を行ったか	養護教諭

第3節 交通安全に関する評価

1 通学路の安全管理に関する評価

	評価の観点	評価の内容
1	通学路設定の評価	○通学路の設定と安全確保にあたり、教育委員会をはじめ、保護者や警察、道路管理者等の関係機関と連携した定期的な安全点検・整備はできているか ○交通手段の違いによる安全確保はできているか
2	通学方法の評価	○利用される交通機関及び地域事情に応じた安全確保はできているか
3	関係諸機関との連携	○地域ぐるみで通学路を見守りの体制はできているか ○保護者や地域を含めた交通安全指導を行っているか
4	事故発生時の対処と研修	○危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）が作成され、訓練等を行い、見直しがなされているか ○全教職員が応急手当の手順や技術を習得できるように配慮したり、研修を行ったりしているか
5	事故発生時の救急及び緊急連絡体制の評価	○校内での救急・緊急連絡体制はできているか ○校外での学習等における救急・緊急連絡体制はできているか

2 校外学習時の安全確保に関する評価

評価の観点		評価の内容
事前 の 計 画	1 指導計画の整備	年間指導計画に基づき、校外学習の目的が明確になっているか。
		指導のねらいに沿って、教員の指導法や役割を具体的に示しているか。
	2 校外学習当日の計画の作成と管理職の指導	事前に実地踏査を実施し、往復の経路や活動場所の危険箇所等について確認できているか。
		実地踏査を基に、安全に配慮（交通の状況、活動場所の状況、活動形態等）した適切な計画を立てているか。
		当日の実施計画を作成し、校長の指導及び承認を受けているか。 （教育委員会へ事前届出が必要な校外学習の届出を行っている。）
	3 活動場所と活動単位	適切な活動場所と活動の範囲を予め設定しているか。 （学習のねらい、これまでの校外学習の経験、児童生徒を掌握できる範囲等）
		これまでの校外学習や集団行動の経験等の実態に基づき、安全を優先した適切な活動単位（学級、グループ）が編成できているか。
	4 安全確保及び緊急対応の手立て	緊急時の連絡先と連絡方法について、カードに記入したり、プリントしたりして、すぐ使用できるようになっているか。
		電話等の連絡手段の確保をしているか。
		活動や活動場所に応じた適切な教員の役割分担や配置ができているか。
		補助者としてのボランティアの役割が明確になっているか。
	5 引率教員やボランティアの共通理解	往復の経路や活動場所の危険箇所について、引率教員や保護者、ボランティアに、共通理解を図るための資料を作成し、周知を図っているか。
危険箇所の状況に応じて、その場の指導教員、移動して指導する教員、付き添うボランティア等の役割を明確にし、人員配置を行っているか。		
6 事故が発生した際の対応方法の確認	事故発生時の対応マニュアルや緊急連絡網を作成し、指導者全員が携行し、いつでも確認できるようになっているか。	
	緊急時を想定し、当該児童生徒の看護体制や他の児童生徒の指導について計画が立てられているか。	
7 保護者等のボランティアとの連携	ボランティアを募集する際に、児童生徒の活動内容とボランティアへの依頼内容を明確に示し、周知しているか。	
	ボランティアと事前打ち合わせを行い、役割や留意点、危険箇所を確認しているか。	
8 児童生徒への事前指導	学習の目的や活動の内容等について確認するとともに、道路歩行時や横断時の約束事、活動時の約束事等、安全指導を行っているか。	
	グループ単位で行動するときには、各グループが安全な計画を立てることができるよう、指導を行っているか。	
9 保護者への連絡及び情報収集	事前に、校外学習の目的、活動内容、活動場所、時間等について通知しているか。	
	保護者から児童生徒の健康状態等、必要な事項について情報を得ているか。	

実施時	10	出発前の確認	児童生徒の健康観察を行ったか。
			目的地、行動予定時刻、緊急時の対応等について、保護者等のボランティアを含めた引率者で最終確認を行ったか。
			連絡手段、緊急連絡網、救急バック等、必要な物品を準備したか。
			当日の予定、活動時や移動時の約束事、危険箇所、事故発生時の対処方法、引率者等について確認したか。
11	当日の児童生徒への指導	活動場所に到着したとき、活動時の約束事、危険箇所、事故発生時の対処方法等について、再確認したか。	
		活動中の児童生徒の状況を常に掌握し、安全を最優先に指導を行ったか。	
まとめ	12	事後の児童生徒への指導	事前の約束事を守り、安全に行動することができたかを話し合わせたり自己評価させたりするなどして、その後の校外学習時の指導や日常の安全指導に役立てたか。
	13	次年度への引継	実施した活動内容・指導体制・連絡体制等について評価するとともに、危険箇所の情報や課題について、次年度に引き継ぐための記録を作成したか。